

令和7年度 玄海町空き家バンク登録・利用促進業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、本町の「令和7年度 玄海町空き家バンク登録・利用促進業務委託」を実施するにあたり、当該業務の履行に最も適した契約の相手方となる業者を選定するため、公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

2 業務委託の概要

(1) 委託名

令和7年度 玄海町空き家バンク登録・利用促進業務委託

(2) 業務目的

本業務は、空き家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、玄海町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空き家等所有者の意向を分析し、玄海町空き家バンクへの登録を促し、移住定住に関する情報提供を実施することにより、空き家等の適正管理及び有効活用し、移住定住の促進に繋げることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 委託上限額

4,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしている者とする。

- (1) 令和7・8年度の玄海町入札参加資格者資格申請を行っている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること、及び同条第2項の規定による措置を現に受けていない者のほか、次の要件に該当しない者であること。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていないこと。
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県、玄海町等から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 前項の（イ）及び（ウ）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

5 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の事項のとおり、プロポーザル参加申請書等を提出するものとする。

(1) 募集方法 町ホームページで公募

(2) 提出書類 ア 参加申請書（様式1）

イ 会社の業務実績調書（様式2）

ウ 会社の登記簿謄本

エ 会社概要（パンフレット等でも可、任意様式）

オ 納税証明書等（国、都道府県、市町村税の滞納がないことがわかるもの）

(3) 提出部数 各1部提出

(4) 提出期限 令和7年5月7日（水）17時まで必着

(5) 提出方法 持参又は郵送

(6) 提出先 玄海町役場 まちづくり課 まちづくり係

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

TEL：0955-52-2156（直通）

FAX：0955-52-2813

6 質疑及び回答

別紙「仕様書」の内容に質問がある場合は、質問書（様式3）を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和7年4月28日（月）17時まで必着

(2) 提出方法 電子メールでまちづくり課へ提出すること。

電子メールアドレス：machidukurika@town.genkai.lg.jp

(3) 回答方法 参加申請書を提出した事業者全て（辞退事業者を除く）に、令和7年4月30日（水）までに電子メールにて回答する。

7 参加資格審査

参加申請書等の提出資料に基づき審査を行う。また、参加資格審査結果は各応募者へ電子メール及び郵送にて通知する。

(1) 参加資格結果通知 令和7年5月8日(木)

8 辞退

辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式4)を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者に対して、その辞退を理由として不利益な取り扱いは行わないものとする。

(1) 提出期限 令和7年5月12日(月) 17時まで必着

(2) 提出方法 持参又は郵送

9 企画提案書等の提出

参加資格審査を通過した者は、次の事項のとおり、企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類 下記、提出書類一覧のとおり(提出書類1～7)

(2) 提出部数 A4版の印刷出力で、表紙に会社名、業務名を記載し、正1部・副8部

(3) 提出期限 令和7年5月14日(水) 17時まで必着

(4) 提出方法 持参又は郵送 ※提出期限の17時まで必着。

(5) 提出先 玄海町役場 まちづくり課 まちづくり係

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

TEL: 0955-52-2156 (直通)

FAX: 0955-52-2813

提出書類一覧

提出書類		適用
1	会社の特長	✓ A4版、任意様式 ✓ 簡潔に記載すること
2	企画(業務内容)提案書	✓ A4版、任意様式
3	企画(業務内容)提案に関する説明書	✓ A4版、任意様式
4	業務工程表	✓ A4版、任意様式
5	業務実施体制	✓ A4版、任意様式
6	過去に受託した同業務実績一覧及び内容	✓ 2業務程度
7	見積書(消費税込額、積算内訳明記)	✓ A4版、様式任意 ✓ ただし、見積価格が必ずしも契約金額とはならない ✓ 単価の内容についても記載すること

10 プロポーザルの選定方法について

本要領、仕様書等に基づき提出された企画提案書等の各種書類について、以下の方法により、玄海町空き家バンク登録・利用促進業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が審査を行う。

（１）審査方法

- ア 審査は、企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は実施しない。
- イ 委員会の各委員が審査基準の配点に沿って評価した点数を合計し、最高点を得たものを契約候補者とする。なお、最高得点が同じものが２者以上ある場合は、各委員の採点順位で順位数の和が最も小さいものを契約候補者とする。なお、契約候補者と契約に向けた交渉を行ったが、不調に終わった場合や欠格事項に該当した場合は、次点に選定された者と交渉する。
- ウ 参加者が１者の場合においても審査を行うものとする。
- エ 最高点を得たものであっても、委員会へ出席した委員全員の採点の平均結果が６０点に満たない場合については、契約候補者とならないものとする。

（２）審査基準（プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。）

評価項目	評価事項	配点
各者の業務実績	・企業の類似業務の実績数	１０点
業務の実施体制	・事業が適切に遂行されるよう、実施体制が確保されているか。	５点
	・他の部門をはじめ、他の事業者との連携が図れているか、セキュリティやコンプライアンスが保たれているか。	５点
企画提案書の内容	・業務目的を踏まえた実施方針が示されているか。 ・また、その内容は町の現状に即したものとなっているか。 ・将来を見据えた計画となっているか。	２０点
	・事業内容について、視点や手法、そして手順が適切なものとなっているか。 ・作業内容について、具体的に示されているか。 ・事業予算や収支見通し、運営計画が現実的なものとなっているか。	２５点
	・事業目的の達成により効果的で、本業務の事業効果を促進させるための独自の提案であるか。 ・又は有益な提案が積極的になされているか。	２５点
見積価格	・提案された見積額は妥当か。	１０点
合 計		１００点

(3) 審査にあたる留意事項

- ア 本プロポーザルにかかる費用については、全て参加者の負担とする。
- イ 提出にかかる書類等については、返却しない。
- ウ 書類の提出後の差し替え、再提出は認めない。なお、町が必要と認めた場合は、追加資料の提出を求める場合がある。
- エ 提出された書類等は、提案者に無断で提案の審査以外の目的で使用しない。
- オ 電子メール等の不着等の通信事故については、町はいかなる責任も負わない。

11 審査にかかる失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする。

- ア 見積書の金額が予定額を超過している場合（消費税含む）
- イ 提出書類等に虚偽の記載や説明がある場合
- ウ 本実施要領等で定めた要件、期限、方法等を遵守しない場合
- エ 審査結果に影響を与えるような不正行為が発覚した場合
- オ 契約締結の日までに4に記載の参加資格を満たさなくなった場合
- カ 本実施要領に違反する場合

12 審査結果

審査結果については、後日参加者全員に郵送で通知する。なお、選定結果に対する問合せや異議申立ては、一切受け付けない。

13 問合せ先 玄海町役場 まちづくり課

〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地

TEL：0955-52-2156（直通）

FAX：0955-52-2813

E-mail：machidukurika@town.genkai.lg.jp

14 スケジュール

項目		日程
1	公告	令和7年4月22日（火）
2	質問書受付期間	令和7年4月22日（火）～4月28日（月）
3	質問書回答期限	令和7年4月30日（水）
4	参加申請書の提出期限	令和7年5月 7日（水）
5	参加資格審査結果通知	令和7年5月 8日（木）
6	辞退届の提出	令和7年5月12日（月）
7	企画提案書等の提出期限	令和7年5月14日（水）
8	プロポーザル審査	令和7年5月中旬
9	審査の結果通知	プロポーザル審査以降速やかに
10	契約締結	令和7年5月下旬予定